

(3)

(供述調書等継続用紙)

捜査報告書
(運用通達・適用法令の解釈)
平成29年12月22日
警視庁公安部外事第一課長
司法警察員警視 [REDACTED] 殿
警視庁公安部外事第一課
司法警察員巡査部長 [REDACTED]
被疑会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反(無許可輸出)被疑事件につき、本件適用法令の解釈について、参考文献を精査し
判明した事項は、次のとおりであるから報告する。
記
1 経緯と目的
輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の3の2の項(2)では
軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置
等として輸出を規制する貨物を定めているところ、同(2)5の2において、
本件対象貨物
噴霧乾燥器
をその規制貨物として掲げている。また、輸出貿易管理令別表第1及び外国
為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(以下「貨物等省令」と
いう。)第2条の2第2項第五号の二において
噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの
イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キロ
グラム以下のもの

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるものと、噴霧乾燥器の規制に該当する仕様について定めている。
さらに、前記貨物等省令第2条の2第2項第五号の二のハについて、参考文献を精査することにより、法令の解釈を、より具体化することとした。
2 参考文献
国立国会図書館に蔵書されている
外国為替研究協会発売(内外出版株式会社出版)
外国為替・貿易小六法 平成29年版
3 精査の経過および結果
(1) 前記2参考文献を精査したところ、1075頁に、平成28年11月15日付け改正版の「輸出貿易管理令の運用について」(以下「運用通達」という。)が掲載されており(資料・①部分参照)、同運用通達中には、法令に定める用語の解釈について
輸出令別表第1の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。
なお、輸出令別表第1中、次の表の「輸出令別表第1の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第1(これに基づく貨物等省令を含む)中解釈を要する語」の欄に掲げる語は、「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が
左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第1中解釈

警 視 庁

を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、
右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。
と記載されており(資料・②部分参照)、表が添付されている。
よって、輸出令別表第1の各項及び貨物等省令における同一の文言等は、
表中の「輸出令別表第1中解釈を要する語」をもって、共通の解釈を適用す
ることが判明した。
(2) 以上のことから、運用通達中に規定されている「輸出令別表第1中解釈
を要する語」(資料・③部分参照)の中から
貨物等省令第2条の2第2項第五号の二のハ
定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの
の
滅菌又は殺菌をすることができるもの
は、1116頁に記載のとおり
物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学的物質の使用によ
り当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置
中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをい
う。
当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができる
ものは含まない。
と解釈するものと判明した。(資料・④部分参照)
4 添付資料
以上のとおり、前記2参考文献中の運用通達を資料として、本報告書本文
に引用した資料の写しに、本職が関係部分に目印を付したものを本報告書末

警 視 庁



(供述調書等継続用紙)

尾に添付することとした。
以上

警 視 庁



資料



外國為替・貿易小六法

平成二十九年版

外國為替研究協會







- ① 輸出貿易管理令の運用について
- ② 輸出貿易管理令の運用について
- ③ 輸出貿易管理令の運用について
- ④ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑤ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑥ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑦ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑧ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑨ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑩ 輸出貿易管理令の運用について

甲	氏名	以
乙	住所	当
丙	職業	業
丁	性別	性
戊	年齢	年
己	学歴	学
庚	学位	位
辛	職歴	歴
壬	経歴	歴
癸	その他	他

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、本人または本申請者が保有する原本と同一の写しを提出するものとする。

書類名及び書類番号

- ① 輸出貿易管理令の運用について
- ② 輸出貿易管理令の運用について
- ③ 輸出貿易管理令の運用について
- ④ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑤ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑥ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑦ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑧ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑨ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑩ 輸出貿易管理令の運用について

輸出貿易管理令の運用について

- ① 輸出貿易管理令の運用について
- ② 輸出貿易管理令の運用について
- ③ 輸出貿易管理令の運用について
- ④ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑤ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑥ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑦ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑧ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑨ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑩ 輸出貿易管理令の運用について

輸出貿易管理令の運用について

- ① 輸出貿易管理令の運用について
- ② 輸出貿易管理令の運用について
- ③ 輸出貿易管理令の運用について
- ④ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑤ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑥ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑦ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑧ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑨ 輸出貿易管理令の運用について
- ⑩ 輸出貿易管理令の運用について

3

輸出貿易管理令の運用について

輸出令別表第1の項	輸出令別表第一中解釈を要する語	解 釈	
1	鉄砲	次のいずれかに該当するものを含む。 イ ライフル銃、カービン銃、リボルバー、ピストル、自動拳銃、自動小銃、空気銃(準空気銃を含む。)、散弾銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの ロ 救命銃(携帯式の救命銃であって、爆発物又は通信回路を含まず、かつ、射程距離が500メートル以下のものとして設計されたものを除く。)、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 ハ 火砲、榴弾砲、大砲、迫撃砲、対戦車砲、無反動砲	外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するように特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く。
	銃砲弾	空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲に用いる銃砲弾であって、スポーツ用又は狩猟用のものを含む。	外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するように特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く。
	輸出令別表第1の1の項(1)の附属品	次のいずれかに該当するものを含む。 イ スコープ ロ 火器消音器 ハ 銃座	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 「銃砲」及び「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの ロ ピストルケース、散弾銃に用いるケース、クリーニングセット、リコイルパット、スリング、スリングスイーベル、アムニッションケース又はスナップキャップ
	爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 爆弾 ロ 魚雷 ハ 手榴弾 ニ 発煙弾 ホ ロケット弾 ヘ 地雷 ト ミサイル チ 爆雷	

1080

輸出貿易管理令の運用について

	焼夷弾	
輸出令別表第1の1の項(2)のこれを投下し、若しくは発射する装置	次のいずれかに該当するものを含む。 イ ロケットランチャー、ロケット砲 ロ ミサイルランチャー ハ 軍用火炎放射器 ニ 軍用の煙幕、ガス又は照明弾の投射装置	
輸出令別表第1の1の項(2)の附属品	産業用の発破器を含む。	地雷探知機を除く。
火薬類	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に掲げる火薬、爆薬又は火工品(輸出令別表第1の1の項(1)及び(2)に該当するものを除く。)を含む。 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品を含む。	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条の5第一号に規定されているがん具用煙火 ロ 火薬類取締法施行規則第1条の5第六号に規定されている緊急保安炎筒(民生用自動車に用いるものに限る。) ハ 「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの
軍用燃料	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 火炎放射器用燃料 ロ 焼夷弾用燃料	
火薬又は爆薬の安定剤	次のいずれかに該当するものを含む。 イ エチルセントラリット ロ メチルセントラリット ハ メチルエチルセントラリット ニ N・N-ジフェニール尿素非対称型のもの ホ メチル-N・N-ジフェニール尿素(非対称型のもの) ヘ エチル-N・N-ジフェニール尿素(非対称型のもの) ト 2-ニトロジフェニールアミン	

1081



輸出食品管理令の運用について

ブクシニア・グラミニス種 グラミニス・パラエティ ・グラミニス	ムギ類の黒さび病の病原菌 <i>Puccinia graminis</i> をいう。
ブクシニア・ストリイフォルミス	ムギ類の黄さび病の病原菌 <i>Puccinia striiformis</i> をいう。
ペロノスクレロスボラ・フィリピンシス	サトウキビべと病の病原菌 <i>Peronosclerospora philippinensis</i> をいう。
マグナポルテ・オリゼ	イネいもち病の病原菌 <i>Magnaporthe oryzae</i> をいう。
ミクロシクルス・ウレイ	パラゴムノキ南米粟枯病の病原菌 <i>Microcyclus ulei</i> をいう。
ラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2	青枯病の病原菌 <i>Ralstonia solanacearum</i> , races 3, biovar 2 をいう。
核酸の塩基配列	次のいずれかに該当する微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列をいう。 イ 核酸の塩基配列又は核酸の塩基配列を転写又は翻訳した生産物を通じて、人、動物又は植物の健康に重大な危害を加えるもの ロ 塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、微生物又はその他の生物における人、動物又は植物の健康に重大な危害を加える能力を高めるもの
病原菌を発現させるもの	病原性についての遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。
第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列	第三号又は第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。

1114

輸出食品管理令の運用について

遺伝子	遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいう。 腸管出血性大腸菌(血清型O157又は他のベロ毒素産生株)の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ベロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。
遺伝子を改変した生物	核酸の塩基配列が交配又は天然の組み換えによって、自然に生じない方法で改変された生物(これらが全部又は一部が人工的に生成されたものを含む。)をいう。 腸管出血性大腸菌(血清型O157又は他のベロ毒素産生株)の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ベロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。
開発、製造若しくは散布に用いられる装置	開発、製造若しくは散布に用いることができる装置をいう。
物理的封じ込めに用いられる装置	物理的に封じ込めに用いることができる装置をいう。
発酵槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。
培養容器	発酵槽に組み込まれる容器単体をいう。
使い捨て培養容器	一回限りの使用(装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの(取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。)をいう。
収容装置	密閉式の使い捨て式培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。
パラメーター	発酵槽の運転温度、pH、栄養成分濃度、かくはん条件、溶存酸素量、通気条件、泡沫制御を含む。
遠心分離機	デカンターを含む。
流量	遠心分離機の流入口での流量をいう。
クロスフローろ過用の装置	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。 次のいずれかに該当するものを除く。 イ 血液の浄化を行うために専用に設計したもの ロ 次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品と

1115



輸出貿易管理令の運用について

		して用いたもの (一) 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの (二) 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの (三) 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
滅菌又は殺菌をすることができるもの	物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。	当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。
使い捨ての部分品	一回限りの使用(装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てたものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの(取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。)をいう。	
貨物等省令第2条の2第2項第四号の二の部分品	次の全てに該当するものを除く。	イ 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力	水を基準物質とし、内部の圧力を13バスカルに保持した状態における能力をいう。	
水分蒸発量	1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。	

4

1116

輸出貿易管理令の運用について

最小の部分品の変更	噴霧ノズルの交換を含む。	
平均粒子径	レーザー回折により測定したものをいう。	
物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	
衣服	フードと一体のものをいう。	
粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置	実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するために設計された装置をいう。	
噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品		伝染性のエアゾールの形態で生物剤を散布することができないものは含まない。
粒径	ドブラーレーザー法又は前方型レーザー回折法のいずれかで測定したものとす。	
体積メディアン径	VMD (Volume Medium Diameter) をいう。	
エアゾール発生装置	ノズル、回転ドラム方式のアトマイザー又は類似の装置であって、航空機に搭載するよう設計又は改造した装置をいう。	

1117

外国為替・貿易小六法（平成二十九年版）

平成29年3月13日発行

編集 外国為替研究会

販売元 東京 〒152-0004 東京都目黒区麁倉3-6-1

電話 (03) 3712-0144

FAX (03) 3712-3130

振替 00120-9-85642

定価 本体 5,400円+税

ISBN978-4-905637-43-1

©GAIKOKUKAWASE KENKYUKYOKAI

（※丁、乱丁はお取り替えいたします。）